

療養費取扱い研修会

2月15日(日)愛整会館3階講堂にて、①午前9時30分から(第一地区)と②午後1時からの(第二地区)の2部制で開催され、会員224名と勤務柔道整復師3名が参加した。

石川副会長の司会進行の下行われ、藤川会長は挨拶の中で「保険は私どもの基本になりますので、この部分だけはしっかりと今日勉強していただきたいと思います」と講演に移った。

○藤川会長・日整保険部長「日整保険の最新情報」

昨年度出た療養費の支給基準において、療養費の支給対象となる負傷は外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫で、内科的原因による疾患は含まれない。介達外力による筋腱の断裂、いわゆる肉離れは挫傷を伴う場合もあること。このところをしっかりと先生方は覚えておいていただきたい。療養費を扱う分野と自費の施術の分野というものはきっちり区分けをしてほしいことなどを述べたほか、春日井市での介護事業参入や6月の柔整療養費改定の話をした。

○河合保険担当副会長「保険者の傾向と対策」「返戻申請書の訂正の注意点」

返戻について、「内容返戻」と「事務返戻」があること、内容返戻されることが多い例を挙げ注意事項を説明した。

また、事務返戻では、「資格喪失」、「記号番号が間違っている」など、事務的な間違いでの返戻であることが説明され、内容返戻よりこちらの方が多く、今年度から郵送費用を削減するために楽楽明細を導入しているが、返戻がこんなに多いと、なかなか経費削減の効果が見られない、特に事務返戻については十分確認をした上で提出をしていただきたいと要請した。

返戻の訂正の不備による再返戻について、会員からの質問が多い箇所の説明を行ったのに続き、本会ホームページの会員専用ページで各種書類の印刷やダウンロードの他、Q&Aなどが掲載されていることを説明した。

○中野保険部長「療養費支給申請に関する施術録の書き方」

冒頭、「施術録は、療養費の支給申請を行うために非常に大切なものであることとあわせて、皆様が柔道整復師としてやってきた、生きてきた証でもありますので、きれいに正しく書いてもらって、記録を残していってもらうことが非常に重要ではないかと思います」と施術録の重要性を説明し講演を始めた。

施術録記載の注意点、管理、基本記載事項と実践を説明し、記載のルールでは、鉛筆、消せるペン・フリクションボールペンは禁止で、黒または青のボールペンを使用すること。訂正は、定規を使って二重線で消して修正液、修正テープは使わない。第三者が読める字で書くことを説明し、最後に申請書の印字かすれ、ずれで、記載漏れの返戻が増えているため、刷り出した後、提出前に印字ズレが無いのか、印刷のチェックをお願いした。

講演後、質疑応答が行われ閉会となった。(広報部)



直江 弘文県議会議員「新春の集い」

1月24日(土)、港区の名古屋港ガーデンふ頭にあるポートハウスにて、直江 弘文県議会議員の「新春の集い」に國保 晋会員と平原で参加いたしました。

今回は、工藤 彰三衆議院議員、次いで吉田 茂名古屋市長議員のお祝いの挨拶に続き、直江先生からは、これまでの名古屋港の防災に対する活動のお話を伺うことができました。

例年と違ったことは、来年に行なわれる選挙には立候補せず、ご息女である直江 ひろこ氏が出馬する旨を公表したことです。

ひろこ氏も、未来の名古屋市と港区を活力のある街にし、父・弘文先生の志半ばである、これまで以上に災害に強い名古屋港にする想いを引き継いでいく覚悟を、大勢の支援者の前で熱く語っていました。

挨拶の後は食事と歓談の時間があり、他の支援者の皆様と楽しく、なごやかな「新春の集い」でした。(熱田支部 平原 春一)

